

# 養父市農業委員会

## 第24回会議録

令和3年9月24日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第24回会議録

1. 開催日時 令和3年9月24日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第78号 農用地利用集積計画の承認について

議案第79号 非農地証明について

議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

### 報告事項

報告① 農地法3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員（13名）

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊
9番 西谷眞一	10番 北本健一郎	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹
13番 圓山満			

### 5. 欠席農業委員（0名）

### 6. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 次長 稲津 義彦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹

事務局 : それでは、ただいまより第 24 回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いをいたします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。今日はここ数日非常にいい天気が続いて、朝晩は寒いぐらいになってきた感じですがけれども、夜はスズムシの音も聞きながら過ごしているわけですがけれども、皆さんにおかれましては、お米のほうを栽培しておられる方は今もう最盛期で、大変お忙しいときだというふうに思います。今年いろいろ聞いてみますと、やっぱり米が細いというようなことで、もう一つ作柄があんまりいいようでないようですけれども、今、委員の二、三の人に聞いてみますと、とれたのは去年ぐらいはとれたけれども、やっぱり青米が早う刈った分は多かったなというふうなお話も聞いております。ひとつこの天気も続いて、台風がまた発生したようですけれども、大きなことにならないように願うところであります。今日は、午前中は現地調査ということで、担当委員さんのほうは御苦労さんになりました。ありがとうございました。ひとつ今日の審議内容もそう多くはありませんけれども、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

事務局 : それでは、会議の成立について御報告をいたします。本日、出席、農業委員 13 名中、全員ということでございます。農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の総会は成立をいたします。先ほど申し上げましたように、農地利用最適化推進委員につきましては、欠席をいただいております。

それでは、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第 5 条に会長が総会の議長となり、議事を整理すると規定されておりますので、谷垣会長、お願いいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第 16 条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、2 番の山根農業委員と 3 番の藤原農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第 78 号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1 ページを御覧ください。議案第 78 号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和 3 年 10 月 1 日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び個数につきましては、田が 9,853 平方メートル、10 筆、畑が 1 万 3,030 平方メートル、8 筆、合計面積は 22,883 平方メートル、18 筆です。利用権の設定を受ける戸数は 6 戸、設定を

する戸数は2戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は、使用貸借権、権利の内容は、使用貸借権が18筆、22,883平方メートル、全て新規の設定となっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、9年契約が8筆、13,030平方メートル、10年契約が10筆、9,853平方メートルとなっております。

詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。番号2番から6番が農地中間管理事業を活用するもので、転貸を受ける耕作者は、備考欄の下段に記載しております。以上です。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質問はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第78号を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第79号、非農地証明についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局： 5ページです。議案第79号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、八鹿町宿南の土地1筆で、面積が770平方メートルです。所有者は八鹿町宿南の方で、非農地の事由としましては、昭和50年から60年頃から駐車場として使用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連のページは、6ページから10ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
番号1番の八鹿町宿南の件について、担当農業委員の説明を求めます。  
5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。ページは6ページですね。6ページ右側に堤防線ですかね、312線がありまして、その堤防下に赤丸してます但馬屋食品の八鹿工場ということになっております。右側は、7ページが航空写真を入れております。赤

いところが今回申請分です。次に、8ページに字限図を入れております。赤いところが該当地です。次が、9ページが現況写真でございます。2方向から撮った写真を入れております。次に、始末書ですね、入れております。始末書に書いているように、昭和50年から60年頃に食品の会社の豆腐の工場が造られまして、経営されましたが、現在はもう事業は今やっていません。土地を調査したところ、まだ農地の名前が残っていたということで、非農地証明の申請が出ております。現状は駐車場になっておりまして、コンクリ舗装の状況になっております。こういうことは結構あるわけですが、現況戻らないこともありまして御審議賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。  
7番、前川農業委員。

前川委員： 7番、前川です。今朝9時頃、現地を確認してまいりました。  
先ほど大谷委員がおっしゃられたとおり、現況はもう完全な駐車場となっております。9ページ目に写真が載っていますけれども、このとおり農地に復旧するのはとても不可能であるということを確認しました。10ページ目には始末書をきっちり書かれておりますので、申請どおり非農地として承認するのが妥当かなというふうに考えております。以上です。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第79号の1番を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第80号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 11ページを御覧ください。議案第80号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市八鹿町八木の土地2筆。合計面積は188平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町八木の方、譲受人は養父市大屋町加保の有限会社です。譲受人は自動車整備工場を営んでおり、申請地内にそこで整備する車両の一時保管や販売用の中古車を展示するために露天駐車場を建設することが転用の目的で、取得する権利は所有権です。関連ページは、12ページから16ページです。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

この件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局：申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準においては、資力、信用を同意書や残高証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員の説明を求めます。

1番、秋山農業委員。

秋山委員：1番、秋山です。よろしくお願ひいたします。午前中は担当の委員の方、現地確認、御苦労さまでした。

それでは、関連ページなんですけれども、12ページから16ページです。よろしくお願ひいたします。まずは、申請地ですが、13ページの航空写真を御覧いただいたら結構かと思ひます。9号線、今滝寺交差点を八鹿向きに約50メートルほど下がった左手の農地が今回の申請地になっております。

その次に、14ページを御覧ください。申請地に隣接する整備工場の露天駐車場として申請がありました。今回の申請地ですが、9号線工事の際に分筆された残地として残っております。小区画で変形田、それが段差のある農地として活用が難しく、また青線も残るものの、水路としての機能はなしていないという状況であります。

続きまして、15ページから16ページを御覧いただいたら結構かと思ひます。農地の東側には既存の工場がございます。先ほど説明のあった整備工場がございます。この整備工場と同じ高さにかさ上げをし、ここにこの露天駐

車場をつなぐということになつております。それで北側ですが、上側になるんですけれども、こちら側に約1メートル 85センチぐらいの擁壁を建てるということで、隣接農地の間に農業用水路も設置するというのを聞いております。そして、同じく西側、今度は西側になるんですけれども、西側は地権者の方の依頼もあり、農地の高さも西側は少し高くなっておりまして、その高さに合わせていただきたいということで依頼が地権者からあり、それに合わせるようにして高さも合わせて、そこへなおかつ水路も設置されるということです。隣接農地に対してこういうことで水利の影響もなく、また北側擁壁には日照の加減が少し影響はあるものの、地域並びに地権者への説明もなされ、同意書も取得されており、問題はないという案件ではないかと思われまゝです。取りあえず御審議のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。

9番、西谷眞一農業委員。

西谷眞委員： 9番、西谷です。今朝ほど現地のほう確認させていただきました。今、秋山委員のほうから報告がありましたように、国道を、あそこを整備した当時から分筆されて、そのまま放置されているということだそうです。かなり道から一段低くなっておりまして、非常に今のままでは農地としても使い勝手の悪い場所だというふうに見受けました。元が田で今も地目が田ですので、一応、水路は、青線は入っておりますけれども、水は通っていないということなんですけれども、工事に当たりましてはその水路も残すと、きちっと水路を造って残すということで聞いております。ですので、実質その近辺も田んぼも今なくて、水が必要とは思えませんが、水路を残すということで、今後もしその近辺が田に復帰するというようなことがあれば問題はなかろうかと思ひますし、今も秋山委員のほうから報告がありましたように、あそこを農地じゃなくなったとしても、ほかに対する影響というのは考えられませんので、申請は妥当かと思ひますので、よろしく審議をお願いします。

議長： 説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第80号の1番を採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 失礼します。17 ページです。報告①、農地法3条の規定による許可申請についてです。

1番、三宅の土地1筆で1,201平方メートルです。譲受人は三宅の方で、譲渡しが神戸市東灘区の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が8月の5日、許可日が8月の16日となっています。

2番、八鹿町上小田の土地1筆で652平方メートルです。譲受人が八鹿町上小田の方で、譲渡しが八鹿町上小田の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が8月30日で、許可日が9月3日となっています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 18 ページです。報告②、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は福定のほか合計24筆ありました。面積が1万1,660平方メートルです。申請人は大久保の方です。取得した日が令和3年8月2日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。土地の詳細については、別紙1のとおり19ページに記載をしてあります。

2番です。申請場所は船谷のほか合計13筆ありました。面積が6,428.76平方メートルです。申請人は高知市の方です。取得した日が令和3年5月28日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。土地の詳細は、別紙2のとおり20ページとなっておりますので、御覧いただければと思います。以上で報告を終わります。



議長：事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長：質疑なしと認め、この件の報告を終わります。  
以上で、第24回農業委員会の総会を閉会いたします。

2番山根 3番藤原

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 谷 垣 重 俊

署名委員 藤 原 義 幸

署名委員 山 根 達 夫

